令和６年

第４回　南魚沼市農業委員会総会会議録

日　時　　令和６年４月 25 日　午前９時 00 分～
場　所　　南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者　　南魚沼市農業委員会長　並木　孝夫

日程　１　会期の決定について
日程　２　会議録署名委員の指名について（１番青木　日出男委員、２番田邉　浩委員）
日程　３　諸般の報告　：　別紙のとおり
日程　４　第１号報告　農地法の規定に基づく届出の報告について
日程　５　第２号報告　農地移動適正化あっせん委員の指名について
日程　６　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について
日程　７　第２号議案　農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請について
日程　８　第３号議案　農地法第４条の規定による許可申請について
日程　９　第４号議案　農地法第５条の規定による許可申請について
日程　10　第５号議案　農用地利用集積計画（案）について
日程　11　第６号議案　令和６年度最適化活動の目標の設定等について
日程　12　協議第１号　農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程　13　その他

○令和６年５月９日（木）　　13：30～
・南魚沼地域農業振興協議会定期総会
【南魚沼地域振興局　第１会議室】　　〈会長〉

○令和６年５月 17 日（金）　　10：30～
・第 98 回常設審議委員会
【新潟市　ＪＡ新潟ビル】　　〈会長〉

○令和６年５月 27 日（月）　　９：00～
・第５回農業委員会総会
【大和庁舎　旧議場】　　〈全員〉

出席委員は次のとおりである。

１番	青木　日出男	２番	田邉　　浩	３番	樋口　　隆
４番	小幡　武重	５番	関　　昭夫	６番	上村　　哲
７番	小林　憲一	８番	中俣　　渉	９番	佐々木　大輔
10 番	西野　徳光	11 番	宮田　京子	12 番	荒川　　敦
13 番	篠田　　猛	14 番	片桐　　京	15 番	山﨑　輝代
16 番	高橋　　宏	17 番	大平　泰弘	18 番	原澤　　眞
19 番	並木　孝夫				
推１番	桑原　宏太	推２番	松田　伸児	推３番	飯酒盃　大祐
推４番	山田　利広	推５番	笛木　正計	推６番	関　　佐智
推７番	小林　久雄	推８番	星野　覚雄		
推 10 番	山岸　健一	推 11 番	宮崎　　実	推 12 番	林　　幸次
推 13 番	小杉　　進	推 14 番	片桐　健二	推 15 番	関　　晃
推 16 番	島田　徳敏	推 17 番	長谷川　政一	推 18 番	勝又　信行
推 19 番	志太　要一	推 20 番	櫻井　　隆	推 21 番	髙村　英男
推 22 番	井口　　博	推 23 番	水澤　利徳	推 24 番	牛木　友哉

欠席委員は１名である。

推９番　　阿部　　勉

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	関井　雅弘	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主事	宮下　悠紀	農地係主事	田村　萌

（会長、議長席に着く）

（９時 00 分開会）

議　　長　　それでは、令和６年第４回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、農業委員が 19 名、推進委員が 23 名で合計 42 名の出席となり、総会は成立します。

日程１　会期の決定について

議　　長　　日程１　会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、会期は本日一日といたします。

日程２　会議録署名委員の指名について

議　　長　　日程２　会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、１番青木日出男委員、２番田邉浩委員にお願いいたします。

日程３　諸般の報告

議　　長　　日程３　諸般の報告について、別紙のとおりですが皆様方から何かありますでしょうか。

無いようでしたら、４月 15 日に開催されました第 97 回常設審議委員会のことについて報告させていただきます。

当日は県の農政部門より今年度の予算の説明がありましたが、説明がよくわからなかったので、はっきりした段階で皆様に説明をさせていただきたいと思います。

他にございますでしょうか。
無いようでしたら、諸般の報告を終了させていただきます。

日程４　第１号報告　農地法の規定に基づく届出の報告について

議　　長　　日程４　第１号報告　農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（第１号報告朗読）
（１）農地転用事実確認書の交付について
３ページをご覧ください。前回総会以降９件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

（２）農地法第 18 条第６項の賃貸借の解約通知について
５ページをご覧ください。こちらは 66 件です。
１番、今町の田４筆、第三者との売買のための解約です。後ほどあっせん売買があがってきます。
２番、大崎の田２筆、第三者へ贈与するための解約です。後ほど３条申請があがってきます。
３番、大崎の田１筆、所有者の都合による解約です。こちらは非農地証明済みの農地とのことです。
４番から 22 番については同じ借受人の方の案件です。いずれも法人との契約に変更するための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。
23 番、京岡の田５筆、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。
24 番、山谷の畑１筆、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。
25 番から 27 番までは同じ借受人の方の案件です。いずれも、借受人の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。
28 番、深沢の田１筆、砂利採取のための解約です。後ほど

５条申請があがってきます。

29 番、深沢の田１筆、砂利採取のための解約です。後ほど５条申請があがってきます。

30 番、法音寺の田１筆、第三者との売買のための解約です。後ほど３条申請があがってきます。

31 番から 34 番までは同じ借受人の方の案件です。いずれも契約内容見直しのための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

35 番から 38 番までは同じ借受人の方の案件です。いずれも契約内容見直しのための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

39 番、野田、北田中の田４筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

40 番、上十日町の田１筆、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

41 番から 51 番までは同じ借受人の方の案件です。いずれも契約内容見直しのための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

52 番、大木六の田３筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

53 番、姥島新田の田３筆、所有者の都合による解約で、解約後は自作をするということです。

54 番、南田中の田３筆、第三者との売買のための解約です。後ほど３条申請があがってきます。

55 番、君沢の田１筆、借受人の都合による解約です。

56 番、57 番は新潟県農林公社が間に入った案件です。いずれも所有者の都合による解約で、後ほど貸し付け予定とのことです。

58 番、長崎の田１筆、所有者の都合による解約です。

59 番から 66 番までは同じ借受人の方の案件です。いずれも法人との契約に変更するための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

（３）使用貸借の解約について

20 ページをご覧ください。こちらは３件です。

１番、山崎、山崎新田、茗荷沢、茗荷沢新田の田 19 筆、第

三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。
２番、八竜新田の田２筆、借受人の都合による解約です。
３番、舞子の田畑６筆、借受人の都合による解約です。

（４）農地法の適用を受けない事実確認について
23ページをご覧ください。こちらは１件です。
１番、大崎の登記田、現況雑種地１筆、63㎡です。資料は１～２ページをご覧ください。こちらは非農地に囲まれた狭隘な農地で、耕作に適さず耕作放棄地化したとのことです。農地でなくなったのは昭和 61 年頃とのことです。現地は３月 28 日に田邉浩委員に確認していただいております。
第１号報告については以上です。

議　　長　　ただいまの説明について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、第１号報告を終了させていただきます。

日程５　第２号報告　農地移動適正化あっせん委員の指名について

議　　長　　日程５　第２号報告　農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（第２号報告朗読）
25ページをご覧ください。今月のあっせん委員の指名は３件です。
１番、田崎の田２筆 5,888 ㎡です。申請理由は売買です。財産処分をするためにあっせんを希望するものです。あっせん委員といたしましては、令和６年４月１日に並木孝夫委員、松田伸児委員を指名しております。
２番、泉盛寺、天野沢の田６筆 5,336 ㎡です。申請理由は

売買です。財産処分をするためにあっせんを希望するものです。あっせん委員といたしましては、令和６年４月 11 日に笛木正計委員、宮田京子委員を指名しております。

３番、東泉田の田７筆 3,474 ㎡です。申請理由は売買です。財産処分をするためにあっせんを希望するものです。あっせん委員といたしましては、令和６年４月 12 日に篠田猛委員、片桐京委員を指名しております。

第２号報告については以上です。

議　　長　　ただいまの説明について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、第２号報告を終了させていただきます。

日程６　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

議　　長　　日程６　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（第１号議案朗読）

27 ページをご覧ください。今月の申請は 22 件です。

49 番、50 番は同じ譲渡人の方の案件です。

49 番、雷土新田の田１筆 484 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 500 円です。譲渡人に財産処分の意向があり、申請地を借り受けていた譲受人がそれぞれ農地を購入したいという内容です。申請理由は借入地の購入のためです。

50 番、雷土新田の田１筆 1,385 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 500 円です。こちらも 49 番案件と同様に譲渡人に財産処分の意向があり、申請地を借り受けていた譲受人がそれぞれ農地を購入したいという内容です。申請理由は借入地の購入のためです。

49 番、50 番はいずれも、譲渡人に財産処分の意向があり、申請地を借り受けていた譲受人がそれぞれ農地を購入したいという申請です。

51 番、雷土新田の畑２筆 821 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 244 円です。こちらは今まで譲受人とは別の方が貸借契約を結んで耕作していましたが、契約期間の満了にあたって契約を更新せず、新たに譲受人が農地を取得し、耕作したいというものです。申請理由は経営規模拡大のためです。

52 番、湯谷の田 10 筆 3,039.95 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 33 円です。譲渡人の財産処分の意向が強く、認定農業者である譲受人が農地を取得したいという内容です。対価が安くなっておりますが、こちらは耕作条件が悪い農地であるため、この価格設定とのことです。申請理由は経営規模拡大のためです。

53 番、山崎の畑１筆 2,512 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 398 円です。こちらの農地の所有者は令和３年に死亡し、法定相続人が全員相続放棄をしたことにより相続人不存在となっておりましたが、相続財産清算人が選任されたことに伴い、家庭裁判所の審判により譲受人へと所有権移転を行うものです。申請理由は経営規模拡大のためです。

54 番、法音寺の田１筆 212 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 300 円です。こちらは今まで作付けされておらず、管理だけされていた田を申請地の近隣に住む譲受人が購入し、耕作したいというものです。申請理由は経営規模拡大のためです。

55 番、法音寺の田１筆 392 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 765 円です。こちらの農地は譲受人の所有農地と相分けになっている農地で、こちらを買い受けることで自己所有地と一体的に耕作したいというものです。譲受人の住所が市外となっておりますが、実際はかなりの日数を南魚沼市内で生活されているということです。申請理由は経営規模拡大のためです。

56 番、野田、四十日、奥の田 14 筆 12,517 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 80 円です。こちらは譲渡人が体調不良になり、耕作が困難になってしまった農地を農地

所有適格法人である譲受人が購入し、耕作したいというものです。申請理由は経営規模拡大のためです。

57 番、寺尾の田１筆 124 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 1,210 円です。こちらの農地は譲受人の自宅と隣接している農地で、地目が田となっていますが、今後は畑として利用したいということです。申請理由は経営規模拡大のためです。

58 番、長崎の田畑 11 筆 15,425 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 65 円です。譲渡人には財産処分の意向があり、農地を借り受けて耕作していた譲受人が譲渡人の全農地を購入したいということで申請をあげるものです。申請理由は借入地の購入のためです。

59 番、竹俣の畑１筆 421 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 1,306 円です。こちらの農地は宅地に隣接しており、その宅地を購入する譲受人が農地を合わせて購入し、耕作するために申請をあげるものです。譲受人は元いた世帯から単独で住所を移し、元の世帯の人と共同で行うということです。申請理由は経営規模拡大のためです。

60 番、栃窪の畑１筆 101 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 2,728 円です。こちらは譲渡人が住居を移したことにより管理ができなくなった農地を、申請地の隣の住宅に住む譲受人が購入し、耕作したいというものです。申請理由は経営規模拡大のためです。

61 番、62 番は同じ譲渡人の方の申請です。

61 番、八竜新田の田４筆 11,339 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 265 円です。こちらは譲渡人が体調不良になり、財産処分の意向のもと、譲受人が購入し、耕作したいというものです。譲受人の住所が六日町地区になっていますが、中之島や石打地区に経営農地のある方とのことです。申請理由は経営規模拡大のためです。

62 番、南田中の田３筆 1,618 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 300 円です。こちらは譲渡人が体調不良になり、財産処分の意向のもと、申請地の近くに住む譲受人が購入し、耕作したいというものです。申請理由は経営規模拡大のためです。

63 番、君沢の田畑２筆 516 ㎡、売買による所有権移転で、

対価は㎡あたり 969 円です。こちらは申請地に隣接する宅地を購入する譲受人が合わせて申請地を購入し、新たに農業を始めたいというものです。取得後は地目が田となっているところも一体的に畑として利用したいということです。申請理由は新規就農のためです。

64 番、大崎の田２筆 3,037 ㎡、贈与による所有権移転です。こちらは譲受人のご家族が借り受けて耕作をしておりましたが、この度親である譲受人が取得するというものです。申請理由は経営規模拡大のためです。

65 番、小栗山の田１筆 1,028 ㎡、贈与による所有権移転です。こちらは譲受人の耕作する農地に隣接する農地を譲り受けたいというものです。申請理由は経営規模拡大のためです。

66 番、東泉田の田２筆 994 ㎡、贈与による所有権移転です。こちらは譲受人が農業委員会を通さずに貸し借りをしていた農地を譲り受け、引き続き耕作をしたいというものです。申請理由は経営規模拡大のためです。

67 番、塩沢の田１筆 680 ㎡、贈与による所有権移転です。こちらは譲渡人の財産処分の意向を受け、申請地を借り受けている譲受人が農地を取得したいというものです。申請理由は経営規模拡大のためです。

68 番、岡の田１筆 4,485 ㎡、賃貸借権の設定で、期間は令和６年５月１日から令和 11 年４月 30 日までの５年間で、対価は 10ａあたり 90kg です。譲受人は今まで農用地利用集積計画により利用権の設定を受けて申請地を耕作しておりましたが、期間満了に伴う契約更新の際に受人が農地移動適正化あっせん基準に定める経営面積を満たさなかったため、農地法３条による賃借権の設定を行うという申請です。申請理由は賃貸借権の再設定です。

69 番、吉里の田１筆 383 ㎡、使用貸借権の設定で、期間が令和６年５月１日から令和８年４月 30 日までの２年間です。こちらは吉里地区の土地改良事業に関連しており、申請地が譲受人の農地と相分けの土地に換地されることから、譲受人が一体的に耕作したいというものです。申請理由は経営規模拡大のためです。

70 番は農業者年金受給のための使用貸借権の再設定です

ので、説明を省略させていただきます。
第２号議案については以上です。

議　　長　　暫時休憩とし、議長を交代いたします。

（９時 23 分休憩）

議　　長
（原澤職務代理）　　議長交代し、議事再開いたします。

（９時 24 分再開）

関係委員がおられます。農業委員 19 番並木孝夫委員の除斥を求めます。

（19 番並木委員退席）

28 ページ　54 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。28 ページ 54 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、54 番案件については原案のとおり承認されました。並木委員の除斥を解きます。

（並木委員着席）

暫時休憩とし、議長を交代いたします。

（９時 24 分休憩）

議　　長

議長交代し、議事再開いたします。

（９時 25 分再開）

関係委員がおられます。農業委員 16 番高橋宏委員の除斥を求めます。

（16 番高橋委員退席）

27 ページ　49 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。27 ページ 49 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、49 番案件については原案のとおり承認されました。高橋委員の除斥を解きます。

（高橋委員着席）

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第１号議案は原案のとおり承認されました。

日程７　第２号議案　農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請について

議　　長　　日程７　第２号議案　農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事　　（第２号議案朗読）

34ページをご覧ください。今月の申請は１件です。

２番、長森の登記田、現況宅地、田の３筆、1,123 ㎡、平成７年８月 28 日付で農地法第５条許可を受けた案件です。資料については３～５ページです。申請の内容ですが、農地法第５条 17 番案件に関連しております。当初計画者は老人宅、駐車場、事務所、資材置場建設の許可を受け、老人宅については完成しましたが、駐車場、事務所、資材置場については事業規模の拡大と従業員の増加に伴い、当初計画では駐車場の確保ができず、土地の効率的利用と作業や車両通行の安全確保ができないことから計画を断念しました。事業計画変更の内容についてですが、承継者は当初計画者より建設業を引き継ぎ、効率的配置と車両通行の安全性の観点より、一般住宅、駐車場、資材置場が必要となったことから事業計画変更を申請するものです。

この農地については、集落内にある生産性の低い第２種農地となります。当初計画者は老人宅、駐車場、事務所、資材置場建設のため許可を受けましたが、駐車場、事務所、資材置場については、事業規模の拡大と従業員の増加により、当初計画では駐車場の確保ができず、土地の効率的利用と車両

通行の安全確保ができないことから計画を断念したこと、また、承継者は当初計画者から建設業を引き継ぎ、車両通行の安全の観点より、一般住宅、駐車場、資材置場が必要となったということであり、事業計画変更の必要性は妥当なものと考えています。また、新たに土地所有者から承継者への使用貸借権の設定も発生しますので、関連として農地法第５条の許可申請にも上がってきます。

以上です。

議　　長　　関係委員がおられます。農業委員 10 番西野徳光委員の除斥を求めます。

（10 番西野委員退席）

ただいまの説明について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第２号議案農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請については、原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第２号議案については原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

（西野委員着席）

日程８　第３号議案　農地法第４条の規定による許可申請について

議　　長

日程８　第３号議案　農地法第４条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

（第３号議案朗読）

36ページをご覧ください。今月の４条申請は３件です。

４番、湯谷の畑１筆、132 ㎡、転用目的は車庫及び駐車場建設のためです。資料は６～８ページをご覧ください。申請の内容ですが、今まで離れていた場所に車庫を借りていたため、新たに家族用の車庫及び駐車場を建設したいというものであります。また、令和４年10月に車庫を建設し、車庫及び駐車場として現在使用しており、このたび地目変更の登記の際に許可が必要だったことが判明したということで、始末書の提出を受けております。

この農地は、集落内にある生産性の低い第２種農地ですが、集落に接続した農地を車庫及び駐車場として利用するものであり、利用計画図等から計画面積が適当であるため、許可相当であると考えております。

５番、田崎の畑１筆、27 ㎡、転用目的は一般住宅建築のためです。資料は９～11ページをご覧ください。こちらは農地法第５条16番案件と関連しております。申請の内容ですが、道路拡幅工事のため、住宅の建て替えが必要となり、一般住宅を建築したいというものであります。

この農地は集落内にある生産性の低い第２種農地ですが、集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以内の規模であるため、許可相当であると考えております。

６番、上十日町の田１筆、2,197 ㎡、転用目的は露地育苗施設の整備のためです。資料は 12～14 ページをご覧ください。申請の内容ですが、耕作面積の拡大により自ら育苗を行うための育苗施設を整備したいというものであります。

この農地は農用地区域内にある農地で、農用地ではありますが、農業用施設に使用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であると判断し、許可相当と考えております。

以上です。

議　　長　　ただいまの説明について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第３号議案は原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第３号議案は原案のとおり承認されました。

日程９　第４号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

議　　長　　日程９　第４号議案　農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事　　（第４号議案朗読）

38 ページをご覧ください。今月の５条申請は９件です。

13 番、雷土新田の畑１筆、334 ㎡、使用貸借権の設定で、転用目的は一般住宅建築のためです。資料は 15～17 ページをご覧ください。申請の内容ですが、譲受人が父の所有する農地において、一般住宅を建築したいというものであります。

この農地は、集落内にある生産性の低い第２種農地ですが、集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以内の規模であるため、許可相当であると考えております。

14 番、湯谷の畑 1 筆、21 ㎡、売買による所有権移転で、

転用目的は宅地拡張のためです。資料は 18～20 ページをご覧ください。申請の内容ですが、譲受人は駐車場が手狭であることから、宅地拡張により駐車場として利用したいというものであります。また、平成 24 年頃から駐車場として利用していましたが、この度譲り受けるにあたり許可が必要だったことが判明したため、譲受人より始末書の提出を受けております。

この農地は、集落内にある生産性の低い第２種農地ですが、集落内に接続した農地を農家住宅の宅地拡張に使用するものであり、農家住宅適正面積の目安以内の規模であるため、許可相当であると考えております。

15 番、山崎新田の畑１筆、170 ㎡、売買による所有権移転で、転用目的は住宅建築のためです。資料は 21～23 ページをご覧ください。申請の内容ですが、譲受人は現在の住居が手狭になってきたことから、新たに住宅を建築したいというものであります。また、譲渡人が令和元年５月頃に当時申請地を所有していた亡くなった兄より依頼を受け、埋め立てて砂利を敷きましたが、この度売買の検討をしていたところ、亡くなった兄が許可を得ていなかったことが判明したということで、譲渡人から始末書の提出を受けております。

この農地は、集落内にある生産性の低い第２種農地ですが、集落に接続した農地を一般住宅として使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以内の規模であるため、許可相当であると考えております。

16 番、田崎の田１筆、107 ㎡、売買による所有権移転で、転用目的は一般住宅建築のためです。資料は９～11 ページをご覧ください。農地法第４条の４番案件に関連しております。申請の内容ですが、道路拡幅工事により受人の住宅を建て替える必要があることから、一般住宅を建築したいというものであります。

この農地は、集落内にある生産性の低い第２種農地ですが、集落に接続した農地を一般住宅として使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以内の規模であるため、許可相当であると考えております。

17 番、長森の登記田、現況宅地と田２筆、709 ㎡、使用貸借権の設定で、転用目的は一般住宅、駐車場、資材置場のた

めです。資料は３～５ページをご覧ください。事業計画変更承認申請の２番案件と関連しております。申請の内容ですが、譲受人は既存住宅が手狭になってきたため、一般住宅を建築し、合わせて、隣接地で営んでいる建設業の駐車場、資材置場として使用したいというものであります。

この農地は、集落内にある生産性の低い第２種農地ですが、集落に接続する農地を周辺に居住する者の業務上必要な一般住宅、駐車場、資材置場として使用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えております。

18 番、青木新田の田１筆の内、494 ㎡、使用貸借権の設定で、転用目的は一般住宅及びカーポート・物置建築のためです。資料は 24～26 ページをご覧ください。申請の内容ですが、譲受人が妻の実家の近くに一般住宅及びカーポート・物置を建築したいというものであります。

この農地は、農業公共投資の対象となった農地で、第１種農地でありますが、集落に接続する農地を一般住宅及びカーポート・物置に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以上の規模ですが、利用計画図等から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えております。

19 番、六日町の田１筆、227 ㎡、売買による所有権移転で、転用目的は一般住宅建築のためです。資料は 27～29 ページをご覧ください。申請の内容ですが、譲受人は将来を見据えて一般住宅を建築したいというものであります。また、過去に埋め立てを行ったということで、譲渡人より始末書の提出を受けております。

この農地は、都市計画法に定められた用途区域内にある第３種農地です。利用計画図等から計画面積は適当であり、原則許可ということになります。

20 番、小木六の田１筆、394 ㎡、売買による所有権移転で、転用目的は一般住宅建築のためです。資料は 30～32 ページをご覧ください。申請の内容ですが、譲受人は現在の住居が手狭なため、新たに住宅を建築したいというものであります。

この農地は、農業公共投資の対象となった農地で、第１種農地でありますが、集落に接続する農地を一般住宅に使用す

るものであり、一般住宅適正面積の目安以内の規模であるため、許可相当であると考えております。

21番、深沢の田４筆、8,913㎡、賃借権の設定で、転用目的は陸砂利採取です。資料は33～35ページをご覧ください。申請の内容ですが、砂利採取のための一時転用の申請で、期間は令和６年５月20日から令和７年９月30日までです。

この農地は、農用地区域内にある農用地ですが、陸砂利採取のための一時転用の申請であるため、許可相当であると考えております。また、こちらの案件ですが、30ａを超える転用であるため、農業会議への諮問が必要な案件となります。

以上です。

議　　長　　関係委員がおられます。農業委員10番西野徳光委員の除斥を求めます。

（10番西野委員退席）

38ページ　17番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。38ページ17番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、17番案件については原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

（西野委員着席）

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第４号議案は原案のとおり承認されました。

日程 10　第５号議案　農用地利用集積計画（案）について

議　　長　　日程 10　第５号議案　農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（第５号議案朗読）

42 ページをご覧ください。全部で 133 件あります。

326 番、今町の田４筆 11,177 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 410 円です。資料は 36 ページをご覧ください。譲受人とのあっせんが成立したことにより申請をあげるものです。申請理由は経営規模拡大のためです。

327 番、田崎の田２筆 5,888 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 1,000 円です。資料は 37 ページをご覧ください。賃貸人とのあっせんが成立したことにより申請をあげるものです。申請理由は賃貸人との売買のためです。

328 番、浦佐の田 10 筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

329 番、浦佐の田５筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあた

り 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

330 番、五箇の田９筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

331 番、五箇の田６筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

332 番、市野江甲、一村尾の田４筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

333 番、今町の田３筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

334 番、水尾新田の田１筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

335 番から 354 番については同じ借受人の方の案件です。内容ですが、これらの農地は今まで個人の方が借りていたのですが、このたび全筆解約し、その方が経営する法人へと貸し付けるというものです。申請理由は経営規模拡大のためです。

355 番、茗荷沢の田１筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

356 番、大桑原の田１筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 24,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

357 番、雷土の田１筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 18,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

358 番、小栗山、六日町の田 10 筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 20,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

359 番、小栗山の田 14 筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

360 番、坂戸の田６筆、賃借権の設定で、対価は全部で５俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

361 番、東泉田の田１筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

362 番から 364 番までは同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

365 番、小川の田１筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあた

り 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

366 番、京岡の田畑８筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

367 番、京岡新田の田畑６筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

368 番、山谷の田３筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 72kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

369 番、山谷の田４筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 72kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

370 番、山谷の畑２筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

371 番から 373 番は同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

374 番、375 番は同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

376 番から 378 番は同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の設定で、対価は 376 番、377 番は 10ａあたり 24,000 円、378 番は内１筆のみ 10ａあたり 12,000 円、その他の筆が 10ａあたり 24,000 円です。

379 番から 382 番までは同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 72kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

383 番、野田の田７筆、賃借権の設定で、対価は全部で６俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

384 番、野田、北田中の田４筆、賃借権の設定で、対価は全部で 3.5 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

385 番、四十日の田１筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

386 番、大杉新田、奥の田 10 筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

387 番、寺尾、五日町の田 10 筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

388 番、吉里の田２筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 45kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

389 番、栃窪の田４筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

390 番、樺野沢の田２筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

391 番から 399 番までは同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

400 番、上十日町、大里、八竜新田の田９筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

401 番、小木六、八竜新田、大木六新田の田５筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

402 番、403 番は同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

404 番、大木六の田３筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

405 番、万条新田の田３筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

406 番、大沢の田７筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

407 番、君沢の田３筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

408 番、409 番は同じ借受人の方の案件です。

408 番、君沢の田３筆、賃借権の設定で、対価は総額 76,300 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

409 番、下一日市の田４筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 17,000 円です。こちらの案件ですが、所有者はすでに死亡しており、法定相続人が全員相続放棄したため、相続財産清算人に選任された弁護士と借受人の方の申請となります。申請理由は経営規模拡大のためです。

410 番から 413 番までは同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 20,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

414 番、枝吉、長崎の田２筆、賃借権の設定で、対価は 10

ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

415 番、416 番は同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

417 番、長崎の田３筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

418 番から 428 番までは同じ借受人の方の申請です。こちらは今まで個人の方が借り受けて耕作をしていたのですが、このたび、契約を解約し、その方の経営する法人で新たに契約を結ぶというものです。また、借受人は一般法人ですので、解除条件付きの賃借権の設定となっております。詳細については省略させていただきたいと思います。

429 番、長崎、滝谷の田９筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

430 番、蟹沢新田の田６筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 16,667 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

431 番から 458 番については賃借権の再設定ですので、説明を省略させていただきます。

以上です。

議　　長　　暫時休憩とし、議長を交代いたします。

（９時 56 分休憩）

議　　長
（原澤職務代理）　　議長交代し、議事再開いたします。

（９時 57 分休憩）

関係委員がおられます。農業委員 19 番並木孝夫委員の除斥を求めます。

（19 番並木委員退席）

54 ページ　376 番から 378 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。54 ページ 376 番から 378 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、376 番から 378 番案件については原案のとおり承認されました。並木委員の除斥を解きます。

（並木委員着席）

暫時休憩とし、議長を交代いたします。

（9 時 59 分休憩）

議　　長　　議長交代し、議事再開いたします。

（10 時 00 分再開）

関係委員がおられます。推進委員 15 番関晃委員の除斥を求めます。

（推 15 番関委員退席）

42 ページ　328 番、329 番、67 ページ　431 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。42 ページ

328 番、329 番、67 ページ　431 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、328 番、329 番、431 番案件については原案のとおり承認されました。関委員の除斥を解きます。

（関委員着席）

続いて、推進委員 19 番志太要一委員の除斥を求めます。

（推 19 番志太委員退席）

43 ページ　332 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。43 ページ 332 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、332 番案件については原案のとおり承認されました。志太委員の除斥を解きます。

（志太委員着席）

続いて、推進委員 24 番牛木友哉委員の除斥を求めます。

（推 24 番牛木委員退席）

50ページ　358番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。50 ページ 358 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

無いようですので、358 番案件については原案のとおり承認されました。牛木委員の除斥を解きます。

（牛木委員着席）

続いて、推進委員１番桑原宏太委員の除斥を求めます。

（推１番桑原委員退席）

57ページ　387番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。57 ページ 387 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、387 番案件については原案のとおり承認されました。桑原委員の除斥を解きます。

（桑原委員着席）

続いて、農業委員５番関昭夫委員の除斥を求めます。

（５番関委員退席）

62 ページ　413 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。62 ページ 413 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、413 番案件については原案のとおり承認されました。関委員の除斥を解きます。

（関委員着席）

続いて、推進委員 20 番櫻井隆委員の除斥を求めます。

（推 20 番櫻井委員退席）

67 ページ　433 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。67 ページ 433 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、433 番案件については原案のとおり承認されました。櫻井委員の除斥を解きます。

（櫻井委員着席）

続いて、推進委員３番飯酒盃大祐委員の除斥を求めます。

（推３番飯酒盃委員退席）

73 ページ　458 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。73 ページ 458 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、458 番案件は原案のとおり承認されまし

た。飯酒盃委員の除斥を解きます。

（飯酒盃委員着席）

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第５号議案は原案のとおり承認されました。

議　　長　　暫時休憩といたします。

（10 時８分休憩）

議　　長　　引き続き議事を再開いたします。

（11 時４分再開）

日程 11　第６号議案　令和６年度最適化活動の目標の設定等について

議　　長　　日程 11　第６号議案　令和６年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。関井局長。

関井局長　　（第６号議案朗読）

76ページをご覧ください。

令和４年２月の農林水産省通知「農業委員会による最適化活動の推進」に基づいて、農業委員会は毎年度、最適化活動の目標等を設定することとされています。この最適化活動の目標等についてですが、毎年３月までに設定し、県農業会議から確認を受けたうえで公表することとなっており、この度議案としてあげるものです。なお、こちらについては本年４月に農業会議から確認を受けております。

まず、農業委員会の状況についてですが、農業委員会の現在の体制については、令和６年４月１日現在の人数となっております。農地、農家等の概要については、農林業センサスや、耕地及び作付面積統計に基づいて記入しております。

77ページをご覧ください。最適化活動の成果目標の農地の集積についてですが、管内の農地面積6,397haに対する現状の集積面積は3,972haであり、集積率は62.1%となっております。これに対する目標ですが、最適化の推進指針の目標年度であります令和14年度に集積率が80%となるように数字を算出し、記載しております。今年度につきましては、128haの農地を集積し、集積率を 64.1%としたいと考えております。

続いて、遊休農地の解消についてです。現状の部分に記載してある遊休農地面積 2.93ha につきましては、令和３年度の農地パトロールで調査した面積となっております。緑区分の遊休農地の解消面積はその５分の１の面積を記載する必要があるため、0.59haとしております。

78ページをご覧ください。新規参入の促進についてです。ここでいう新規参入とは、親元就農や法人への就職を除いたものになります。現状及び課題については記載のとおりです。目標についてですが、新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積を記入するとなっておりまして、こちらは過去３年の権利移動面積の平均の１割以上を記入する必要があるため、令和３年度から令和５年度の権利移動面積の平均583haの１割に相当する58.3haとしております。

次に、最適化活動の活動目標についてです。推進委員等が最適化活動を行う日数ですが、令和５年度と同じく、月７日

としております。活動強化月間の設定目標ですが、年に３回設定するということで、昨年度と同様に、６月、７月、11 月としております。

新規参入相談会への参加目標については、12 月に新潟県農業会議が主催する新規就農就業チャレンジフェアに１名参加するということで考えております。

以上です。

議　　長　　ただいまの説明について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第６号議案令和６年度最適化活動の目標の設定等については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第６号議案は原案のとおり承認されました。

議　　長　　暫時休憩といたします。

（11 時９分休憩）

議　　長　　引き続き議事を再開いたします。

（11 時 11 分再開）

日程 12　協議第１号　農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議　　長　　日程 12　協議第１号　農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。事務局の説明を求めま

す。一之谷係長。

一之谷係長　（協議第１号朗読）

81ページをご覧ください。南魚沼市長より令和６年４月12日付で農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての依頼が届いております。こちらは先月にも似たような案件があがっていたのですが、中間管理権が設定された農地の貸借契約について、賃借権の移転等があったので、農業委員会に意見を求めるといった内容になります。

82ページをご覧ください。利用権を移転する者という欄がありますが、こちらは今まで耕作していた方の名前が入ります。また、その横の利用権の移転を受ける者という欄には、新たに耕作する方の名前が入ります。今回の内容は、事情があり、今までの耕作者が耕作できなくなった農地の賃借権を新たに耕作する方に移転し、その方が今後耕作されるというものになります。

以上です。

議　　長　ただいまの説明について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第１号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、協議第１号については原案のとおり承認されました。

日程13　その他

議　　長　　日程 13　その他についてですが、何かありますでしょうか。農業委員 13 番篠田委員。

13 番篠田委員　　お疲れ様です。休憩中の幹事会についてご報告します。

まず、管外視察研修についてであります。北陸、能登方面なども含め、事務局より調べてもらいまして、６月くらいには方向性を付けていきたいと思います。

また、12 月、１月、２月の総会の開始時刻についても、夏場と同様に９時とさせていただきたいと思います。

以上です。

議　　長　　ただいまの報告について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、篠田委員、ありがとうございました。

他にございますでしょうか。無いようでしたら本日の総会は終了させていただきます。

（11 時 18 分閉会）

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和　　６年　　６月　　２４日

南魚沼市農業委員会長	並　木　　孝　夫
会 議 録 署 名 委 員	青 木　　日 出 男
会 議 録 署 名 委 員	田　邉　　浩